

## 意見募集要領

次の第2次佐伯市空家等対策計画（案）について、皆様の御意見(情報・専門的知識)を募集します。

### 1 名称 第2次佐伯市空家等対策計画（案）について

### 2 案の趣旨・目的

国は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家特措法」という。）を制定しました。本市においても、市民の生命、身体及び財産を保護することにより、安全にかつ安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、空家等を利活用して、定住・移住につなげる取組を推進することを目的として、空家特措法に基づき「佐伯市空家等対策計画」を平成30年3月に制定しました。この計画は令和5年3月で計画期間が満了するため、今回「第2次佐伯市空家等対策計画」を策定するものです。

### 3 案の内容 第2次佐伯市空家等対策計画（案）

### 4 参考資料 空家等対策の推進に関する特別措置法

### 5 意見の提出方法

意見には、必ず住所・氏名(法人その他団体の場合には、住所・名称・代表者の氏名)を明記してください。

#### (1) 直接、書面を提出する場合

佐伯市役所地域振興部コミュニティ創生課又は各振興局地域振興課に提出してください。

#### (2) はがき又は書面を郵送する場合

郵便番号 876-8585

佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所地域振興部コミュニティ創生課移住・定住推進係

#### (3) ファクシミリの場合

地域振興部コミュニティ創生課（0972-22-0025）

#### (4) 電子メールの場合

地域振興部コミュニティ創生課（saiki-eiju@city.saiki.lg.jp）

### 6 募集期間

令和5年1月16日(月曜日)から令和5年2月15日(水曜日)まで

### 7 提出された意見の取扱い

(1) 皆様から提出された御意見を十分に考慮して、最終的な意思決定を行います。

(2) 最終的な意思決定後、皆様から提出された御意見を整理して、その概要とこれらに対する実施機関の考え方を公表します。

(3) 御意見に対する個別の回答はいたしません。

(4) この募集は、皆様の御意見を基に、よりよい案をつくらうとするものであり、単に案に

対する「賛否」の結論のみを問うものではありません。御意見として、案に対する「賛成」又は「反対」の意思を表明される場合は、必ずその理由等をお書きください。

#### 8 問い合わせ先

地域振興部コミュニティ創生課移住・定住推進係

電話 0972-22-3033

電子メール [saiki-eiju@city.saiki.lg.jp](mailto:saiki-eiju@city.saiki.lg.jp)